

第116号議案 長崎原爆資料館条例及び長崎市科学館条例の一部を改正する条例

<目次>

	(ページ)
1 改正理由	1
2 改正内容	2
3 新旧対照表	3 ~ 8
【参考】附属機関の設置数及び関係法令	9

原爆被爆対策部
教育委員会
令和元年9月



長崎原爆資料館条例及び長崎市科学館条例の一部を改正する 条例について

1 改正理由

(1) 公の施設の目的外の使用に係る規定の廃止

これまで長崎市では、公の施設に設置する売店について、公の施設の設置目的外として使用するものと位置付け、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づきその使用を許可することとし、その目的外に使用する場合の使用料などの取扱いを公の施設の設置条例において規定していた。

今回、これらの売店について、公の施設の設置目的や、その利用状況等を勘案したうえで、原則として当該公の施設の設置目的内のものと整理し、条例に定める目的外に使用する場合の取扱いに係る規定を廃止したい。

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

「設置目的内」の考え方

「設置目的内」の解釈については、「公の施設の設置目的そのもの」のみならず、「公の施設の設置目的に沿い、その効用を増加させるもの」も含まれると整理し、「公の施設の設置目的に沿い、その効用を増加させるもの」は「設置目的内」のものとして考える。そのため、「公の施設の設置目的そのもの」と同様の手法（指定管理者制度導入施設であれば指定管理者）により管理・運営する。

なお、これにより、指定管理者が管理・運営する場合、指定管理者への使用許可及び指定管理者からの使用料納入を不要とし、当該指定管理者に対する事業の承認をするとともに、一定額以上の発生利益がある場合は、市への納付や施設への還元を行わせることとする。

(2) 附属機関の委員の任期等に係る規定の整備

長崎市においては、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項等の規定により、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、附属機関の委員の任期等に係る規定を整備したいので、関係条例を改正し、併せて所要の整備を行うもの。

2 改正内容

(1) 公の施設の目的外の使用に係る規定の廃止

公の施設の設置目的外として使用するものとして規定している売店について、公の施設の設置目的に沿い、その効用を増加させるものとして施設の設置目的内のものと整理し、公の施設の設置条例に規定する目的外の使用料のほか、その目的外に使用する場合の取扱いに関する規定を削る。

【対象条例及び施設】

	条例	施設名	目的外の 使用区分	施行日
1	長崎原爆資料館条例	長崎原爆資料館	売店	公布の日
2	長崎市科学館条例	長崎市科学館	売店	令和2年4月1日

(2) 附属機関の委員の任期等に係る規定の整備

長崎市が設置する附属機関を組織する委員のうち、「団体を代表する者」や「事業に従事する者」等として委嘱した委員が、退職や退会等の理由により、その団体を離れたりその事業に従事する者等でなくなったりしたときは、当該附属機関の委員の任期中であっても、委嘱が解かれたものとする規定を設ける。

なお、このことにより、これまでは任期中に委員が上記理由により変更となる場合は、推薦団体が退任する委員から退任届を徴取し、変更届と併せて長崎市に提出し、その後、解嘱の辞令書を退任した委員に渡していただくという退任に係る事務があったが、その事務が不要となるため、推薦団体の負担が軽減される。

【対象条例及び附属機関】

	条例	附属機関名	施行日
1	長崎原爆資料館条例	長崎原爆資料館運営審議会	公布の日
2	長崎市科学館条例	長崎市科学館運営協議会	

3 新旧対照表

第1条関係 長崎原爆資料館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎原爆資料館条例 平成7年12月27日 条例第31号</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p><u>(目的外の使用料)</u> 第17条 資料館をその目的外に使用する場合は、 使用料は、別表第4のとおりとする。 2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに 納入しなければならない。</p> <p><u>(目的外の使用料の減免)</u> 第18条 市長は、特別の理由があると認めるとき は、目的外の使用料を減免することができる。</p> <p><u>(目的外の使用料の返還)</u> 第19条 既納の目的外の使用料は、返還しない。た だし、市長が特別の理由があると認めるときは、 この限りでない。</p> <p><u>(費用の負担)</u> 第20条 資料館をその目的外に使用する場合に電 気、水道又はガスを使用するときは、これに要す る経費は、使用する者の負担とする。</p> <p><u>(準用)</u> 第21条 第12条から第14条までの規定は、資料館 をその目的外に使用する場合について準用する。 この場合において、第13条第1項中「指定管理者」 とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定 管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとす る。</p> <p>(長崎原爆資料館運営審議会) 第22条 資料館の運営に関する重要事項を調査審 議するため、長崎原爆資料館運営審議会(以下「審 議会」という。)を置く。</p> <p>(組織) 第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱す る。 (1) 被爆者団体を代表する者 (2) 学識経験のある者 (3) 教育関係者 (4) 市議会議員 (5) 地元自治会を代表する者 (6) 公益団体等を代表する者 (7) 市民 3 市長は、前項第7号に掲げる委員の選任に当た つては、公募の方法により、これを行うものとする。</p>	<p>長崎原爆資料館条例 平成7年12月27日 条例第31号</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(長崎原爆資料館運営審議会) 第17条 資料館の運営に関する重要事項を調査審 議するため、長崎原爆資料館運営審議会(以下「審 議会」という。)を置く。</p> <p>(組織) 第18条 審議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれかのうちから市 長が委嘱する。</u> (1) 被爆者団体を代表する者 (2) 学識経験のある者 (3) 教育関係者 (4) 市議会議員 (5) 地元自治会を代表する者 (6) 公益団体等を代表する者 (7) 市民 3 市長は、前項第7号に掲げる委員の選任に当た つては、公募の方法により、これを行うものとする。</p>

現行	改正案
<p>る。</p> <p>(任期) 第24条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、委員（前条第2項第4号に掲げる委員を除く。）の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>(会長及び副会長) 第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 3 審議会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第26条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(小委員会) 第27条 審議会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。 2 小委員会は、会長の指名する委員をもつて組織する。 3 前2項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。</p> <p>(関係人の出席等) 第28条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務) 第29条 審議会の庶務は、原爆被爆対策部において処理する。</p> <p>(市長による管理) 第30条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第6条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。</p>	<p>る。</p> <p>(任期) 第19条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 <u>前条第2項第1号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u> 3 第1項本文の規定にかかわらず、委員（前条第2項第4号に掲げる委員を除く。）の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>(会長及び副会長) 第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 3 審議会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(小委員会) 第22条 審議会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。 2 小委員会は、会長の指名する委員をもつて組織する。 3 前2項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。</p> <p>(関係人の出席等) 第23条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務) 第24条 審議会の庶務は、原爆被爆対策部において処理する。</p> <p>(市長による管理) 第25条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第6条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合における第8条第1項、第9条第1</p>

現行	改正案				
<p>2 前項の場合における第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条、第11条、第13条並びに別表第2の規定の適用については、第8条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第9条第1項中「資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる観覧料、別表第2に掲げる使用料又は別表第3に掲げる駐車料金（以下「観覧料等」という。）を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料等」と、第11条及び第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2備考2から備考4までの規定中「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考5中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考6中「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第8条第2項並びに第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。</p> <p>(委任) 第31条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>別表第4 (第17条関係)</p> <table border="1" data-bbox="156 1366 774 1467"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料 (1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売店</td> <td>1月の売上額の100分の5.29に相当する金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間の使用料の額については、1月を30日とした日割計算をする。</p> <p>2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	使用区分	使用料 (1月につき)	売店	1月の売上額の100分の5.29に相当する金額	<p>項及び第3項、第10条、第11条、第13条並びに別表第2の規定の適用については、第8条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第9条第1項中「資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる観覧料、別表第2に掲げる使用料又は別表第3に掲げる駐車料金（以下「観覧料等」という。）を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料等」と、第11条及び第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2備考2から備考4までの規定中「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考5中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考6中「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第8条第2項並びに第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。</p> <p>(委任) 第26条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>(削除)</p>
使用区分	使用料 (1月につき)				
売店	1月の売上額の100分の5.29に相当する金額				

第2条関係 長崎市科学館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市科学館条例 平成9年3月28日 条例第1号</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p><u>(目的外の使用料)</u> 第15条 科学館をその目的外に使用する場合の使用料は、別表第3のとおりとする。 2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。</p> <p><u>(目的外の使用料の減免)</u> 第16条 市長は、特別の理由があると認めるときは、目的外の使用料を減免することができる。</p> <p><u>(目的外の使用料の返還)</u> 第17条 既納の目的外の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(費用の負担)</u> 第18条 科学館をその目的外に使用する場合に電気、水道又はガスを使用するときは、これに要する経費は、使用する者の負担とする。</p> <p><u>(準用)</u> 第19条 第10条、第11条及び第13条の規定は、科学館をその目的外に使用する場合について準用する。</p> <p><u>(科学館運営協議会)</u> 第20条 科学館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市科学館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p><u>(組織)</u> 第21条 協議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育関係者 (2) 社会教育関係者 (3) 学識経験のある者 (4) 市民 3 教育委員会は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p><u>(任期)</u> 第22条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>長崎市科学館条例 平成9年3月28日 条例第1号</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(科学館運営協議会)</u> 第15条 科学館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市科学館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p><u>(組織)</u> 第16条 協議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育関係者 (2) 社会教育関係者 (3) 学識経験のある者 (4) 市民 3 教育委員会は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p><u>(任期)</u> 第17条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 前条第2項第1号及び第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前項に定める任期</p>

現行	改正案
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>(会長) 第23条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第24条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(関係人の出席) 第25条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(庶務) 第26条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。</p> <p>(教育委員会による管理) 第27条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合においては、第6条第1項、第8条、第9条第1項及び第3項、第11条、第12条並びに別表第2の規定の適用については、第6条第1項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第1項中「科学館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる観覧料又は別表第2に掲げる使用料(以下「観覧料等」という。)を納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第12条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があるとき、観覧料等」と、別表第2中「利用料」とあるのは「使用料」とし、第6条第2項並びに第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務</p>	<p>中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>(会長) 第18条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第19条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(関係人の出席) 第20条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(庶務) 第21条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。</p> <p>(教育委員会による管理) 第22条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合においては、第6条第1項、第8条、第9条第1項及び第3項、第11条、第12条並びに別表第2の規定の適用については、第6条第1項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第1項中「科学館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる観覧料又は別表第2に掲げる使用料(以下「観覧料等」という。)を納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第12条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があるとき、観覧料等」と、別表第2中「利用料」とあるのは「使用料」とし、第6条第2項並びに第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務</p>

現行	改正案				
<p>を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。</p> <p>(委任) 第 28 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>別表第 1～別表第 2 (略)</p> <p>別表第 3 (第 15 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="165 495 782 595"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 495 341 528">使用区分</th> <th data-bbox="341 495 782 528">使用料 (1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 528 341 595">売店</td> <td data-bbox="341 528 782 595">1月の売上額の100分の5.29に相当する金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間の使用料の額については、1月を30日とした日割計算をする。</p> <p>2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	使用区分	使用料 (1月につき)	売店	1月の売上額の100分の5.29に相当する金額	<p>を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。</p> <p>(委任) 第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>別表第 1～別表第 2 (略)</p> <p>(削除)</p>
使用区分	使用料 (1月につき)				
売店	1月の売上額の100分の5.29に相当する金額				

【参考】

附属機関の設置数

設置根拠	現行	R元. 10. 1	R2. 1. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1
附属機関条例 (別表第1)	65 機関	66 機関 (※1)	65 機関 (※2)	62 機関 (※3)	61 機関 (※4)
附属機関条例 (別表第2)	6 機関	6 機関	6 機関	6 機関	6 機関
個別条例	37 機関	37 機関	37 機関	37 機関	37 機関
法令等	16 機関	16 機関	16 機関	16 機関	16 機関
合計	124 機関	125 機関	124 機関	121 機関	120 機関

【備考】附属機関条例(別表第2)は類型の附属機関、附属機関条例(別表第1)はそれ
を除く附属機関

※1 長崎市宿泊税検討委員会の設置(令和元年長崎市条例第38号)

※2 長崎市常設型住民投票制度検討審議会の廃止(令和元年長崎市条例第38号)

※3 長崎市の鳥選定審査会の廃止(平成30年長崎市条例第2号)、長崎市市町村建設
計画変更検討審議会の廃止(平成31年長崎市条例19号)及び長崎市宿泊税検討
委員会の廃止(令和元年長崎市条例第38号)

※4 長崎市住宅政策協議会の廃止(令和元年長崎市条例第38号)

関係法令

地方自治法(抜粋)

第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。